5 財産に関する調書

この調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき、本年度における財産の異動状況を明確にするため調製されたものである。

区分			単位	令和６年度末現在高	決算年度中増減高	令和７年度末現在高
公有財産	土地		㎡	5,545,795.38	9,610.72	5,555,406.10
	建物		㎡	1,080,671.75	△ 1,016.83	1,079,654.92
	山林	面積	㎡	2,302,179.28	0	2,302,179
		立木の推定蓄積量	㎥	58,906.00	0	58,906.00
	無体財産権		件	6	0	6
	有価証券		千円	857,550	0	857,550
	出資による権利		千円	458,795	0	458,795
物品			台	859	10	869
債権			千円	2,442,047	92,290	2,534,337
基金			千円	34,085,394	921,768	35,007,162

（備考１）「立木の推定蓄積量」は、５年ごとに県が作成する「森林簿」（令和５年度時点）の数値を基に記載している。
（備考２）「物品」は、取得価格 100 万円以上のものについて記載している。
（備考３）「基金」の年度末現在高は、決算附属書類に記載された、各年度３月末日時点の数値である。
（注１）「建物」の決算年度中増減高には、過年度分の数値の修正△81.5 ㎡を含む。本来の令和７年度中増減高は、△935.33 ㎡である。
（注２）「物品」の決算年度中増減高には、過年度分の数値の修正の増減を含む。本来の令和7年度中増減高は、14台である。

公有財産については、「土地」が、競輪場駐車場用地、史跡筑後国府跡、高山公園予定地等の取得により増加、熊田団地跡地(南側)、荒木町山の内ため池（旧荒木地区溜池）跡地、宮本墓地等の売却等により減少している。

また、「建物」が、西ノ島排水機場の取得により増加、八重亀住宅、清掃津福工場(一部)等の解体により、減少している。

財産の増減の主な内容（純増、純減のみを記載）は、次のとおりである。

（1） 公有財産

ア 土　地

増加分		減少分	
競輪場駐車場用地	8,752.96 ㎡	熊田団地跡地(南側)	1597.55 ㎡
史跡筑後国府跡	804.17 ㎡	荒木町山の内ため池（旧荒木	442.06 ㎡
高山公園予定地	794.60 ㎡	地区溜池）跡地	
		宮本墓地	254.0 ㎡

イ 建　物

増加分		減少分	
西ノ島排水機場	117.37 ㎡	八重亀住宅	375.0 ㎡
		清掃津福工場(一部)	70.5 ㎡

ウ 山林（立木の推定蓄積量）　　（増 減 な し）

エ 無体財産権　　（増 減 な し）

オ 有価証券　　（増 減 な し）

カ 出資による権利　　（増 減 な し）

（2） 物　　品

増　　加　　分		減　　少　　分	
絵　画	3 点（台）	読取集計機	3 台
ディスプレイ装置	2 台	防災無線機器	3 台
その他の産業・建設機器	2 台		
フードスライサー	2 台		

（3） 債　　権

増　　加　　分		減　　少　　分	
市民税	97,372 千円	母子父子寡婦福祉資金貸付金	5,020 千円
		地域改善対策専修学校等技能習得資金貸付金	62 千円

（4） 基　　金

基金は、条例に基づいて積立て、保管、運用、取崩しが行われ、その設置目的に沿った事業遂行が求められる。

本市の積立基金には、年度間の財源調整に充てる財政調整基金、市債の償還財源に充てる減債基金、必要な土地取得に充てる土地開発基金、都市計画事業促進の財源に充てる都市建設基金を主要4基金とし、このほか、ふるさと久留米応援基金など特定目的のために設置した23の基金を合わせた27基金がある。

決算附属書類の財産に関する調書において基金額として表示されるのは、令和8年3月末日時点における残高であるが、これを年度末の現在高に補正したものが、**審査資料第25表「基金現在高」**である。

本年度末の基金残高は、前年度から 14 億 4,212 万 2 千円増加し、339 億 2,709 万 4 千円となっている。

なお、本年度は、主要4基金の取崩しは行っておらず、財政調整基金に 5 億 712 万 3 千円、減債基金に 2 億 6,608 万 9 千円を積み立てている。

増　　加　　分		減　　少　　分	
久留米競輪場施設等改善基金	1,341,903 千円	久留米市介護給付費準備基金	348,145 千円
財政調整基金	507,123 千円	ふるさと久留米応援基金	237,362 千円
減債基金	266,089 千円		